

# 山口県報

平成17年  
10月7日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三  
道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三  
道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 四  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 四  
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) ..... 四  
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) ..... 四  
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) ..... 五  
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢保健福祉課) ..... 五  
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) ..... 五  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 五  
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ..... 六  
土地改良区役員届出 (農村整備課) ..... 六  
小都市計画画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七  
周南都市計画画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七  
熊毛都市計画画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七  
周東都市計画画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七  
徳山下松港港湾計画の変更の概要 (港湾課) ..... 八

### 山口県告示第五百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場  
所 在 地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm <sup>3</sup> /時)	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日
六三の三	三四四、二〇〇	平成一七、 一一、一五	平成一九、 二、二〇	平成一九、 四、一
"	"	"	"	"
備考 「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設をいう。				



No.13	No.12
排水口	排水口
"	"
"	"
二	三・七
三	六・三
"	一〇
"	二〇
"	"
〇・七	〇・八
一・五	二・四
〇・〇六	〇・〇八
〇・一	〇・一五
四・三二〇	六・一四〇
六・〇〇〇	七・二〇〇

山口県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

岡村医院 名称 療 所 機 在 地 廃止年月日  
三 吉敷郡小郡町大字下郷三〇四六の 平成一七、七、三一

山口県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

岡村医院 名称 療 所 機 在 地 指定年月日  
二 吉敷郡小郡町大字下郷二一九三の 平成一七、八、一

山口県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道  
路線名 四三五号  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字田耕字音なし五〇 一、二地先から 同市豊北町大字田耕字堂の下五〇九 七の地先まで	新 旧	最狭 二九・六 最広 六一・三・四	二八五・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路線名 下関川棚線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊浦町大字黒井字伏付一〇三 の二地先から 同市豊浦町大字黒井 同字六九七の 一六地先まで	新 旧	最狭 三〇・八 最狭 二一・三・二	七七・四	

道路の種類 県道  
路線名 篠目地福上線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
-----	-----	-----------------	--------------	--------

阿武郡阿東町大字生雲東分字松原五三六の一地从先から同郡同町同大字字宮ノ前七三二の一地从先まで		新	旧	
最狭	最狭	最狭	最狭	
一九・〇〇	六三・〇五	九〇二・〇	九〇二・〇	
		九〇二・〇		道路改良工事の完了による。

山口県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十七年十月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四三五号	下関市豊北町大字田耕字音なし五〇一二地先から同市豊北町大字田耕字堂の下五〇九七の一地从先まで	平成十七年十月八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道篠目地福上線	阿武郡阿東町大字生雲東分字松原五三六の一地从先から同郡同町同大字字宮ノ前七三二の一地从先まで	平成十七年十月八日



(五二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年十一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活

課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年九月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 特定非営利活動法人熊毛清風会  
 代 表 者 の 氏 名 村上 秀夫  
 主たる事務所の所在地 周南市大字清尾三二三番地

(五二九) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人クオリア	周南市鐘楼町二番三三三号	特定非営利活動法人クオリア	周南市鐘楼町二番三三三号	平成一七、九、一
特定非営利活動法人クオリア	周南市鐘楼町二番三三三号	特定非営利活動法人クオリア	周南市鐘楼町二番三三三号	平成一七、九、一
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	ヘルバースター	玖珂郡美和町大字洗前一七七〇の八	"
		ぼしぶくま		"

(五三〇) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 主たる事務所 の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 所在地	指定年月日
医療法人茜会 下関市上新地町 一丁目五番二号	かつやまデイ サービス 下関市田倉御殿 町一丁目一四番 三号	平成一七、 九、一
有限会社ここに こ苑 玖珂郡玖珂町一 〇八四の一〇	デイサービスセ ンターここにこ 苑 玖珂郡玖珂町一 〇一九の四	" "

(五三一) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 主たる事務所 の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 所在地	指定年月日
宇部商事株式会社 宇部市明治町一 丁目九番一五号	宇部商事株式会 社シルバ事業 宇部市明治町一 丁目九番一五号	平成一七、 九、一

(五三二) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 所在地	指定年月日
有限会社ババ リイ 下関市大字石原 一四七の八	ライフサポート ミューズ 下関市大字石原 一四七の八	平成一七、 九、一
医療法人伊藤内科 医院 " 稗田北町 一三番三六号	指定居宅介護支 援センター藤寿 " 稗田北町 一三番三六号	" "

医療法人社団田 町診療所 萩市大字東田町 二二の八	田町診療所居宅 介護支援事業所 萩市大字下五間 町四九	" "
有限会社岩国メ ディカルサポート ト 七号	有限会社岩国メ ディカルサポート 居宅介護支援 事業所かえで 七号	" "
有限会社ドリ ムライフ 周南市秋月二丁 目三番三六号	ドリムライフ 居宅介護支援事 業所 周南市秋月二丁 目三番三六号	" "
医療法人治徳会 " 大字湯野 四二一七の二	居宅介護支援セ ンター温泉の里 " 大字湯野 四二〇四の一	" "

(五三三) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 主たる事務所 の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 所在地	廃止年月日
桑陽商事株式会社 防府市車塚町三 番二二号	ケアセンターそ つよつ 防府市車塚町三 番二〇号	平成一七、 八、三一

(五三四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十月七日から平成十八年二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 所在地	コスパ防府 防府市大字植松一四
--------------------------------	--------------------

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミッドフォー	—	株式会社ミッドフォー
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社カーマ	—	株式会社カーマ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ミッドフォー	—	山口市大字平井三〇五の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社カーマ	—	防府市天神一丁目一三八五の六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社カーマ	—	加島 克己

四 届出年月日  
 平成十七年九月二十六日  
 変更年月日

五 平成十七年九月二十七日

(五三五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十月七日から平成十八年二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

名称 コスバ防府  
 所在地 防府市大字植松一一四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミッドフォー	—	午前一〇時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社カーマ	—	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ミッドフォー	—	午後八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社カーマ	—	"

四 届出年月日  
 平成十七年九月二十六日  
 変更年月日

五 平成十七年九月二十七日

(五三六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員  
 土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所  
 防府市玉祖郷土地改良区 理事 村田 実 防府市大字大崎一〇六一  
 " " 河野 克己 " " 一二八六



二 退任した役員

町田 敏博	八七九の三
木原 克	一四〇三
藤井 和子	大字佐野四一
金沢 宏	大字大崎一六七七
原田 昭典	一六七三の一
町田 勝直	八九六の一

土地改良区の名称

防府市玉祖郷土地改良区	理事の別	氏名	住	所
理 事	村田 実	防府市大字大崎一〇六一		
理 事	河野 克巳	一 二八六		
理 事	町田 敏博	八七九の三		
理 事	木原 克	一四〇三		
理 事	藤井 和子	大字佐野四一		
理 事	金沢 宏	大字大崎一六七七		
理 事	原田 昭典	一六七三の一		
理 事	町田 博之	九〇九の一		
理 事	藤井 昭志	玖玖の二		
理 事	藤井 昭志	玖玖の二		

(五三七) 小郡都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧  
 小郡町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による小郡都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
 小郡都市計画地区計画ヴェルコリーナ山口地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課

(五三八) 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧  
 周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
 周南都市計画下水道周南市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課

(五三九) 熊毛都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧  
 周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十月七日  
 山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
 熊毛都市計画下水道周南市流域関連公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課

(五四〇) 周東都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧  
 周東町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周東都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
周東都市計画下水道周東町流域関連公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(五四一) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成十七年十月七日

徳山下松港港湾管理者

山口県  
山口県知事 二井 関成

一 港湾計画の変更の概要

平成四年九月十八日山口県公告(三三四)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

大規模地震対策施設計画  
岸壁の追加

地区名	水 (メートル)深	パ ー ス 数
徳山西部地区	一〇・〇	一

- 二 港湾計画の縦覧の場所  
山口県土木建築部港湾課

平成十七年十月七日印刷  
平成十七年十月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)